

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回本庄市地域福祉審議会・ 令和4年度第1回本庄市地域福祉推進委員会
開催日時	令和4年10月3日(月) 午前・午後9時30分から 午前・午後12時00分まで
開催場所	本庄市役所6階 大会議室
出席者	大田行信委員、金井敏委員、須藤成光委員、種村朋文委員、茂木秀夫委員、卜部由美子委員、倉林宣子委員、岡部道範委員、内田晶子委員、吉野知幸委員、栗田弘志委員、大山美佐保委員、木村悟委員、小暮一実委員、宮里充子委員、飯田朋宏委員
欠席者	田邊晶子委員、菌部光一委員、五十嵐敦子委員、示野浩生委員
事務局職員	○本庄市 福祉部：山田剛部長 地域福祉課：小沢智明課長 宮前節子課長補佐、日下雄介主事 ○本庄市社会福祉協議会 大屋正信事務局長、関根達也次長 地域福祉係：福田浩二係長 社会福祉係：進藤綱允係長 庶務係：倉林千恵子係長
同席した部署 (オブザーバー)	企画課、財政課、市民活動推進課、危機管理課、生活支援課、障害福祉課、介護保険課、健康推進課、子育て支援課、保育課、道路管理課、道路整備課、都市計画課、営繕住宅課、学校教育課、生涯学習課
議題 (次第)	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. あいさつ 4. 正副会長及び正副委員長選出 5. 諮問 6. 議題 ① (協議事項) 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法(案)について【資料3～7】 ② (審議事項1) 「ふくしの杜ほんじょうプラン21」(第

	<p>2期本庄市地域福祉計画) 令和3年度取組状況について 【資料8～10】</p> <p>③ (審議事項2) 「ふくしの杜ほんじょうプラン21」(第2期本庄市地域福祉活動計画) 令和3年度取組状況について【資料11～13】</p> <p>④ (審議事項3) 第3期本庄市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「市民アンケート」について【資料14～15】</p> <p>⑤ (審議事項4) 第3期本庄市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「懇談会」について【資料16】</p> <p>7. その他</p> <p>8. 閉会</p>
<p>配 付 資 料</p>	<p>① 本庄市地域福祉審議会委員及び本庄市地域福祉推進委員会委員名簿</p> <p>② 地域福祉審議会への諮問書及び地域福祉推進委員会への諮問書</p> <p>③ 本庄市地域福祉審議会条例</p> <p>④ 本庄市地域福祉審議会規則</p> <p>⑤ 本庄市附属機関等傍聴規則</p> <p>⑥ 本庄市地域福祉推進委員会設置要綱</p> <p>⑦ 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法(案)</p> <p>⑧ ふくしの杜ほんじょうプラン21進捗管理シート(第2期地域福祉計画取組状況)</p> <p>⑨ 令和3年度ふくしの杜ほんじょうプラン21取組一覧表(本庄市所管分)</p> <p>⑩ 委員からのご意見及び回答一覧(本庄市所管分)</p> <p>⑪ ふくしの杜ほんじょうプラン21進捗管理シート(第2期地域福祉活動計画取組状況)</p> <p>⑫ 令和3年度ふくしの杜ほんじょうプラン21取組一覧表(社会福祉協議会所管分)</p> <p>⑬ 委員からのご意見及び回答一覧(社会福祉協議会所管分)</p> <p>⑭ 第3期本庄市地域福祉計画・第3期本庄市地域福祉活動計画の策定にあたって</p> <p>⑮ 地域の支え合いについての調査</p> <p>⑯ 地区懇談会の実施概要</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>なし</p>
<p>主 管 課</p>	<p>地域福祉課</p>

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
1. 開会	
事務局（小沢課長）	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中、第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、福祉部地域福祉課長の小沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に関する対策として、入室時の検温にご協力いただき、誠にありがとうございました。また、室内の換気のため、一部扉や窓を開放させていただいております。予めご了承ください。また、会議中に体調が優れない場合につきましては、職員までお声掛けいただければと思います。</p> <p>それでは、会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。はじめに本日、菌部委員、示野委員、五十嵐委員より欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告いたします。本庄市地域福祉審議会条例第5条第3項、また、本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第3項では、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないと規定しております。本日もご出席いただいております委員は、20名中現在16名でございます。したがって、過半数を超えておりますので本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>また、本庄市地域福祉審議会規則第2条の規定に基づき、本会議は公開でございます。同規則第3条の規定により、本会議の開催についてホームページで公表し、傍聴人の規定については本日の審議会が初めての会議となりますので、会長が未決定であることから、事務局より前回の定員数10名としてご案内したところ、1名の申し込みがございました。傍聴者につきましては、手続きを行い入室いただいております。</p> <p>なお、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただいております。また、会議の様子を写真撮影させていただきます。会議録作成にあたり、市ホームページ等に掲載させていただく場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>それではこれより令和4年度第1回本庄市地域福祉審議会及び令和4年度第1回本庄市地域福祉推進委員会を開催させていただきます。これ以降は着座で進めさせていただきます。</p>
2. 委嘱状交付	
事務局（小沢	ここからは次第に沿って会議を進めさせていただきます。それ

<p>課長)</p>	<p>では次第の2番、委嘱状交付でございます。本庄市地域福祉審議会委員及び本庄市地域福祉推進委員会委員の委嘱状の交付を行わせていただきます。こちらからお一人ずつお名前を申し上げますので、その場でお立ちいただき、市長より審議会委員の委嘱状及び推進委員会委嘱状の2枚の委嘱状の交付をお受けいただきますよう、お願い申し上げます。それではお手元の名簿の順に第1号委員より呼びいたします。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
<p>3. あいさつ</p>	
<p>事務局（小沢課長）</p>	<p>続きまして次第の3番ですが、開会にあたりまして本庄市社会福祉協議会会長を兼ねて吉田本庄市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>吉田市長（挨拶）</p>	<p>皆様おはようございます。令和4年度第1回地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもり、子育て家庭の孤立など新たな課題がたくさん出てきております。福祉の制度も今までのような縦割りで整備されたサービスだけでは、多様化するニーズに対応できなくなっているという現状がございます。人口減少、世帯構造の変化などにより、ひととひととのつながり、家庭や地域で支え合う力がだんだんと弱まっているという状況がございます。そういった中で皆様お一人お一人がだれもが安心して生活して行くためのしくみづくり、地域共生社会の実現、これが大きなテーマであるわけでございます。</p> <p>公助としての行政による住民サービス、これを基本としながらも、自助、互助といった自分でできること、あるいは周りの方々と支え合って解決すること、こういったことを適切に組み合わせていながら、誰もが地域の問題を我が事として捉え、みんなが社会の中で何らかの役割を担っていかなければならないと考えております。</p> <p>本庄市と本庄市社会福祉協議会では、本庄市にお住まいのすべての方々が安心して幸な生活を送っていただくための地域共生社会の実現をめざして、ふくしの杜ほんじょうプラン21を平成31年に協働で策定をいたしました。</p> <p>皆様方には、令和5年度までの市と社協の取り組み状況につきまして慎重、審議をお願いし、また令和6年度からスタートする第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の策定につきましても</p>

	<p>ご審議をお願い申し上げるところでございます。</p> <p>令和3年4月社会福祉法が改正になり、重層的支援体制整備事業という新たな事業も始まりました。今後とも皆様方のお力添えをいただきまして、本庄市の地域福祉の推進が図れることを心から願っているところでございます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。</p>
<p>事務局（小沢課長）</p>	<p>ありがとうございました。先へ進めさせていただく前に、本日は第1回の会議でございますので、ここで委員の皆様から一言自己紹介をいただきたいと思っております。それでは名簿の順に太田委員からお願いいたします。</p> <p>（委員による自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。続きまして事務局でございますが、まずは本庄市地域福祉審議会事務局の自己紹介をさせていただきたいと思っております。それでは福祉部長より順に自己紹介させていただきます。</p> <p>（事務局による自己紹介）</p> <p>また、本日関係課の職員も同席させていただいておりますので、自己紹介させていただきます。</p> <p>（職員による自己紹介）</p> <p>次に本庄市地域福祉推進委員会事務局の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>（社会福祉協議会事務局による自己紹介）</p> <p>また、本計画策定のご協力をいただいております委託業者にも出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>4. 正副会長及び正副委員長選出</p>	
<p>事務局（小沢課長）</p>	<p>続きまして次第の4番、会長及び副会長の選出に入らせていただきます。お手元に資料1の委員名簿をご用意ください。会長及び副会長の選出につきましては、本庄市地域福祉審議会条例第5条第2項において審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定めると規定されております。また、本庄市地域福祉</p>

	<p>推進委員会設置要綱第5条第1項において、委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める、ただし、審議会委員をもって委員会委員としたときは、審議会の会長及び副会長をもってこれに充てると規定されています。</p> <p>なお、会長が選出されるまで福祉部長が進行を務めさせていただきますことをご了承ください。</p>
事務局（山田部長）	<p>改めまして福祉部長の山田でございます。会長が決まるまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。先ほど事務局からご説明いただきましたとおり、審議会条例及び推進委員会設置要綱に会長は委員の互選により定めると規定されてございます。皆様からご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>（茂木委員より挙手あり）</p> <p>茂木委員お願いいたします。</p>
茂木委員	事務局一任でお願いしたいと思います。
事務局（山田部長）	ただいま茂木委員より事務局一任というご意見をいただきましたが、事務局よりご提案申し上げるということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局（山田部長）	それでは事務局からご提案いただきたいと思います。事務局お願いいたします。
事務局（小沢課長）	それでは事務局からですが、前回の審議会及び委員会では市議会議員の清水様に会長を務めていただいております。そこで事務局からの提案でございますが、今回についても市議会から推薦をいただいた栗田委員に審議会の会長及び委員会の委員長をお願いできればと考えております。
事務局（山田部長）	<p>ただいまの事務局案につきまして、ご異議なければ皆様拍手にてご承認をお願いいたします。</p> <p>（拍手）</p> <p>ありがとうございます。それでは審議会の会長及び委員会の委員長につきましては栗田委員ということで決定させていただきます。ご協力ありがとうございました。会長が決まりましたので、私はこれで進行の任を降ろさせていただきます。</p>
事務局（小沢	それでは栗田会長は前方の会長席へお願いいたします。

課長)	それではここで会長に就任されました栗田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
栗田会長	皆様、改めましてこんにちは、本庄市議会の栗田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。このコロナの3年間、地域でのひとの関わりが非常に少なくなっている今、まさに地域福祉が非常に大事な時にきているのではないかと感じております。誰一人取り残さない、本庄市を目指して皆様方から貴重なご意見をいただきたいと思います。議事進行につきましては、私自身不慣れなこともあります。スムーズに進行できますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。
事務局（小沢課長）	ありがとうございました。それでは副会長及び副委員長の選出につきましては、栗田会長に進行をお願いいたします。
栗田会長	それでは次に副会長の選任に入ります。先ほどの説明にありましたとおり、副会長についても委員の互選により定めることとされていますが、いかがいたしましょうか。
茂木委員	委員長一任でお願いいたします。
栗田会長	今、委員長一任ということでお言葉をいただきましたが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
栗田会長	それでは委員長一任ということなのですが、事務局から提案を受けるといことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
栗田会長	それでは事務局より提案をお願いいたします。
事務局（小沢課長）	ありがとうございます。事務局からのご提案ですが、前回の審議会では一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会より推薦をいただいております太田様に副会長を務めていただいております。そこで今回につきましても、協議会から推薦をいただいた太田委員に審議会の副会長及び委員会の副委員長をお願いできればと考えております。
栗田会長	ただいまの事務局案につきまして、ご異議がなければ皆様拍手にてご承認をいただきたいと思います。  (拍手)  ありがとうございます。それでは太田委員はこちらの副会長席へ移動をお願いいたします。 それではここで太田副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

太田副会長 (挨拶)	前回から引き続き、副会長、副委員長を努めさせていただきます 太田と申します。これまでの実績をこの場でいかせればよいかな と考えております。皆様よろしく願いいたします。
5. 諮問	
事務局（小沢 課長）	<p>ありがとうございました。続きまして、次第の5番でございます。本庄市地域福祉審議会条例第2条の規定に基づきまして、市長から会長へ諮問書をお渡しいたします。次いで、本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第2条の規定に基づきまして、社会福祉協議会長から委員長へ諮問書をお渡しいたします。なお、本日の諮問書につきましては、会長が未決定であったことから会長名を記載しておりません。後日改めて会長名を記載し押印をしたものに改めさせていただきます。それでは吉田市長よろしく願いいたします。</p> <p>(市長から会長へ次いで社協会長から委員長へ諮問書の手交)</p> <p>ありがとうございました。ここで、誠に申し訳ございませんが、市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p>
吉田市長	皆様どうぞよろしく願いいたします。
事務局（小沢 課長）	<p>それでは、議題に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料確認)</p> <p>当日の資料の中には事前に配布させていただいている資料と同じものもいくつかございます。ご自身でメモ等を加えていただいた事前の資料を本日ご持参いただいている方につきましては、合わせてご用意いただければと思います。資料について質問ございませんでしょうか。ありがとうございます。</p>
6. 議題	
① (協議事項) 本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法 (案) について	
事務局（小沢 課長）	<p>続きまして、次第の6番、議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては本庄市地域福祉審議会条例第6条第2項及び本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会長が議長となつて行うこととなっております。これからの議事進行につきましては栗田会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>



栗田会長	<p>改めまして委員の皆様にはご多忙中のところ第1回本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。審議にあたりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは本日の非公開議案等についての審査をいたします。本庄市地域福祉審議会規則第2条では、審議会の会議は公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められた場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とすることができるとなっております。</p> <p>本日の議決は、①「ふくしの杜ほんじょうプラン21」（第2期本庄市地域福祉計画）令和3年度取組状況について、②「ふくしの杜ほんじょうプラン21」（第2期本庄市地域福祉活動計画）令和3年度取組状況について、③第3期本庄市地域福祉計画及び第3期本庄市地域福祉活動計画策定に関わる基礎調査「市民アンケート」について、④第3期本庄市地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画策定に関わる基礎調査「懇談会」についてでございます。本日非公開事案に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。よろしいでしょうか、それでは本日は非公開とする事案なしということで進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。はじめに協議事項1、本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法（案）について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>それでは、協議事項につきまして、私の方からご説明させていただきます。お手元に、右上に資料7と書かれた、「本庄市地域福祉審議会及び本庄市地域福祉推進委員会の運営方法（案）」をご用意ください。皆様にご協議いただいたうえで、こちらの内容に書かれている通りに運営を進めて参りたいと考えておりますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず1つ目として趣旨でございます。本庄市地域福祉審議会規則第8条の規定に基づきまして、本庄市地域福祉審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとなっております。また、本庄市地域福祉推進委員会につきましても、こちらの規定に沿って運営したいと考えております。</p> <p>2つ目といたしまして、会議録の作成についてでございます。開催の日時及び場所、出席者及び欠席者の氏名、会議の議題、会議の経緯として議事の要旨及び発言者の氏名を記載して事務局の方で作成をさせていただき、委員の皆様にご確認いただいた上で、議長</p>

	<p>が署名をした日をもって確定とさせていただき、その後ホームページ等で公開させていただきたいと考えております。</p> <p>3つ目として、傍聴人の定員についてでございます。資料5として配布させていただいた、本庄市付属機関等傍聴規則第2条第1項に、付属機関等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとするという規定がございます。こちらの審議会及び委員会の傍聴人の定員でございますが、前回の審議会の傍聴人の数を確認させていただいたところ、新型コロナウイルスの影響もあり傍聴希望者はおりませんでした。それ以前の審議会につきましては多くて8人ということでしたので、傍聴人の定員は10人とする、とさせていただきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
栗田会長	<p>ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは本案件につきましては、以上のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
栗田会長	ご異議なしと認め、本案件につきましてはこれで決定とさせていただきます。それでは資料の表題から(案)の文字をお取り願います。
②(審議事項1)「ふくしの杜ほんじょうプラン21」(第2期本庄市地域福祉計画)令和3年度取組状況について	
栗田会長	<p>続きまして審議事項の1として「ふくしの杜ほんじょうプラン21」第2期本庄市地域福祉計画令和3年度取組状況についてご審議いただきたいと思います。まず事前に委員の皆様からいただいたご意見につきまして、事務局から説明をお願いたします。</p>
事務局(宮前課長補佐)	<p>ふくしの杜ほんじょうプラン21における市の取組について委員の皆様から資料を送付させていただいたところ3名の方から事前にご意見をいただきました。いただいたご意見については資料10にまとめさせていただきました。この後、それぞれの委員からいただいたご意見についてお話しいただき、それについて他の委員の皆様からのご意見も頂戴した上で、今後の市の取組等を検討してまいりたいと思っております。その前に、進捗管理シートにつきまして事務局より補足の説明をさせていただければと存じます。お手元に、資料8「ふくしの杜ほんじょうプラン21進捗管理シート」と資料9「令和3年度ふくしの杜ほんじょうプラン21取組一覧表」をご用意下さい。</p> <p>こちらのシートにつきましては、全体的には年度目標を達成し</p>

	<p>たA評価が67%、その他目標を達成して成果をあげたとはまでは言えないけれども、何らかの取組を実施したB評価が24%、検討中で成果を上げられなかったC評価が9%、取組の中止が必要なD評価はございませんでした。</p> <p>次に、C評価のシートにつきまして、ご説明させていただきます。資料9「令和3年度ふくしの杜ほんじょうプラン21取組一覧表」をご覧ください。まず、上から2段目「機能集約センターの設置」、3段目「新たな機能の設置にかかるプロジェクトチーム等の設置」、8ページの上から3段目「地域福祉ネットワーク会議（仮）の設定」、同ページの4段目「新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等での検討」は関係課の担当で行うワーキンググループでの調査・研究を指標目標としておりましたが、開催ができなかったため、今年度はワーキンググループを活用し、検討していきたいと考えております。</p> <p>次に、2ページ目の上から3段目「市役所窓口開設時間等の拡充の検討」をご覧ください。具体的な取組内容といたしましては、関係課に窓口開設時間の拡充について、意向調査を実施し、この結果をもとに協議を行いました。協議の結果、課題として、時間外になると他の相談機関と連携が図れず、問題解決まで至らずに相談の受付のみになってしまう可能性が高いこと、相談の内容によっては住基システムを利用するなど福祉分野だけでは対応が難しい場合もあること、また、限られた人数で対応するため、担当者が不在の場合再度来庁をお願いしなければならないという点が挙げられました。福祉部のみでは解決が難しい課題もあるため、全庁的に検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>次に7ページ上から5段目、小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援をご覧ください。こちらにつきましては、モデルを行うことも考えてはおりましたが、具体的な取組には至りませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、この計画を策定したときとは、地域の状況も変わってきていることもあると考えます。</p> <p>今後の方針につきましては、社会福祉協議会やワーキンググループのみなさんと住民主体の福祉活動の組織化の支援方法や地域のネットワークの形成についても検討していきます。</p> <p>次に13ページ上から1段目「新たな課題についての実態調査」でございますが、こちらの重点事項・重点的取り組みの概要は「ヤングケアラー等の新たな地域課題を把握し、必要な施策に繋げていくための調査研究を実施します」としています。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ヤングケアラーに対しては適切な教育の機会を確保し、健やかな心身の発達が図られるよう支援することが重要なことであると考えております。市としては主に福祉部門、子育て部門、教育部門を中心に各担当間で情報の共有、連携を進めており、今後も調整を図ってまいります。</p> <p>昨年度は、様々な課題について、ワーキンググループでの検討ができずに事務局としても大変残念でした。今年度は各課の担当者を集まっていたいただき、地域福祉の課題について検討を行いたいと考えております。</p> <p>次に資料10をご覧ください。こちらは、各委員の皆様からいただいたご意見、市の考え方等をまとめさせていただいたシートとなっております。本日は限られた時間ではございますが、それぞれの委員の皆様からいただいたご意見についてお話をいただきまして、市の現状等をお話しさせていただき、他の委員の皆様からもご意見をいただきたいと考えております。事務局からの説明は以上となります。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局からご説明をいただきました。それでは事前に意見をいただいた委員の方に、特にこの場で審議したい内容について順番にお話をさせていただければと思います。大変恐縮ではありますが、お一人3分程度でお願いしたいと思います。はじめに小暮委員にお願いいたします。</p>
小暮委員	<p>それではお話をさせていただきます。1つはこの資料10の1ページ目のところについてです。そこで新たに福祉総合相談窓口が開設されたとあり、このことは素晴らしいことだと思います。まず、この相談窓口の説明をお願いしたく考えております。実際半年間経ったところで成果がどのくらいかということにとっても興味を持っています。</p> <p>また、機能集約センターの具体的なイメージについてお聞きしたいです。機能を集約する必要があるのかなということを、自分としては疑問に感じております。集約すること自体が難しいのではないかとこのところが懸念です。結局どこかに伝わるのが大切なので、集約することだけではなくてつながり方を考えるということが必要だと感じています。</p> <p>続いて、窓口の拡充についてですが、何故こんな簡単なことができないのかなと思います。まず始めてみて、そこから課題を拾っていけばいいのではないかなと思います。外部にいる人間としては、1回やってみて課題を考えた方がいいのではないかと感じています。</p>

	<p>それから、私が重要だと思うのは、住民主体の福祉活動に係る地域の受け入れ体制です。行政や社協はその体制ができているのだけれども、各地域で受け止める時にどういう受け皿があるかはすごく大切なことだと思っています。小地域での受け皿はおそらく自然発生的にはできないので計画をもって、実践を積む中でつくっていくことが大切だと感じます。</p> <p>最後に重層的支援体制整備事業について触れさせていただきます。重層的支援体制整備事業とどう関わっていくかということが今後の課題であると考えています。令和5年に動き出した方が良く私は思っているのですけれども、それに関する説明をいただきたいと思います。以上です。</p>
栗田会長	<p>短時間というところで大変申し訳ありません。ありがとうございます。ではこのご意見に対して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>資料10を参考に事務局からご説明をさせていただきます。まず、1ページ目です。先ほど小暮委員からご意見をいただいた福祉総合相談窓口について、ご説明をさせていただきます。どのような窓口か、また相談対象、相談方法、他の窓口との連携、半年間の成果や課題ということで、小暮委員からご質問をいただいております。まず、どのような窓口かというところですが、福祉に関する市民の不安や困りごとを取りあえず丸ごと受け止める機能を持つとともに、関係課と連絡調整を図りながら制度の狭間や複合的ニーズを持つ困難事例への対応を一元的に行う分野横断的な相談支援窓口となっております。</p> <p>相談対象は福祉の問題全般についてお困りの方でございます。窓口、電話、メール等、外出の困難な方につきましては訪問をさせていただきます。他の窓口との連携については、定期的に福祉に関する相談窓口を有する関係機関が集まって協議、確認を行っており、今後も継続的に会議を開催し、連携強化を図ってまいります。相談件数につきましては、ひと月当たり新規相談が20件ほどでございます。窓口開設以来105件の相談が寄せられております。複合的な問題につきましては、相談後、即解決に至らないことが多いですが様々な方向から解決に近付けるよう、相談者に寄り添い支援を行っています。</p> <p>また、課題といたしましては、相談者にとってわかりやすくプライバシーに配慮した新しい相談場所の確保、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門職の確保等を課題と考えております。</p> <p>続いて意見の2つ目、機能集約センターについてのお話をさせ</p>

ていただきます。こちらにつきましては、令和2年度ワーキンググループで挙げられました機能集約センターに係る意見をとりまとめしております。必要性、課題とそれぞれ挙げさせていただいておりますが、昨年度こちらの課題をもとに関係課の担当者による会議を行いたいと考えておりましたが、中々開催に至らずにこちらとしても残念に思っております。今年度は検討を行ってまいりたいと考えております。

次に2ページ目、ご意見の3番目をご覧ください。こちらは市役所窓口の開設時間の拡充の検討となっております。こちらにつきましては、先程のC評価の内容の説明でもお話させていただきましたが、意向調査を実施し、それについての協議を行っております。こちらにつきましては福祉部のみの解決は難しい課題もあるため、今後検討を進めていければと考えております。

意見の6番目について、2ページをご覧ください。こちらは小地域の住民主体の福祉活動についてのご意見をいただいております。ご意見といたしまして、地域資源はどんなものが存在しますか、また、地域資源をつなぐコーディネーターはとても重要だと考えます、組織化を考える前に地域資源の開発に取り組むことが大切ではないでしょうかというご意見をいただいているところでございます。

地域資源につきましては、自治会内での活動やサロン活動、また老人クラブ、NPO、ボランティア活動なども含まれていると考えております。活動を通じまして仲間づくり、ご近所とのつながり、また情報共有などができることによって孤独や孤立、引きこもりの防止、介護予防につながることも考えております。

また、参加者同士の見守りや支え合いのきっかけになるということから、こういった活動をつなぎ支えるコーディネーターは行政としても大変重要な役割を果たすと考えております。地域福祉を推進していくためには、地域住民、地域団体、行政機関が連携していくことが大切であるという考えから、地域資源の開発は重要な取組であると考えております。今後も社会福祉協議会と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

次に4ページをご覧ください。意見No.15で小暮委員からいただいている重層的支援体制整備事業に関しましてご説明を申し上げます。ふくしの杜ほんじょうプラン21では、地域福祉を推進していくために各分野での取組を進めているところでございます。重層的支援体制整備事業につきましては、各分野の取組を一体的に進める必要がございます。このため、今後は重層的支援体制整備

	<p>事業を念頭に進行管理を行い、市といたしましても庁内での協議等を行う必要があることから、先進地等での取組等を研究してまいりたいと思っております。事務局からの説明は以上となります。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。小暮委員のご意見に対して、皆様方からご意見、ご質問はございませんか。何かありますでしょうか。</p> <p>はい、金井委員。</p>
金井委員	<p>金井でございます。よろしく申し上げます。福祉総合相談窓口について小暮委員が質問されて、事務局からの回答をいただいたところでございますが、福祉総合相談窓口を設置されたということにつきましては一歩前進と受け止めておりますけれども、対応の方法を見ますとまだ十分ではないというところが見て取れます。</p> <p>こちらに書いてありますとおり、制度の狭間や複合的ニーズを持つ困難事例への対応ということが、総合相談窓口の対応として意見No.1に回答されていますけれども、こういった複雑な制度の狭間の問題というのは該当する制度がないから対応できないということなので、行政の担当窓口が存在していない、あるいはどこで相談対応すればいいかわからないというものがそもそもの問題ということになります。こちらを受け止めて、そしてどういうふうに解決していくのかを考えた時に、まずはその相談内容についてきちんとアセスメントをして、これはどういった種類の相談なのか、市役所としてどう対応していくものなのかをスクリーニングしていかなければいけないということがございます。そういう意味では、やはり専門的な知識を持った職員というものが対応すべきだと考えます。しかし、現状では関係するであろう担当課の職員が集まって、あるいは対応した部署が各部署と相談しながら対応しているということですね。105件の相談内容は、もう少し精査をしていかないといけないと思います。この105件を基にして、どういう傾向があるのかやどういう対応がこれから必要なのかということを検討していただくと、この相談窓口の機能がどう発展していけばいいのかということまで見えてくるかなと思いますので、ぜひそういった事例検討をしていただければと思います。</p> <p>2点目、小暮委員からの2番目のご意見があった、機能集約センターについてですが、この計画をつくった時のコンセプトとしては、まず補填的に市役所で総合相談窓口となるものをおいて、それを実験的に行った上で、機能集約センターという形で市内4箇所の地域に分散させていくことが想定されていきました。</p> <p>住民に身近なところで相談を受けてその相談が解決に向かうよ</p>

	<p>う支援する仕組みを設けたわけでございますので、機能集約センターに向けて今行っている福祉総合相談窓口を具体的に小さな地域、身近な地域でどう展開していくのかということが、今後の課題ではないかと考えておりますので、その審議をこれから深めていただければと思います。</p> <p>また、この「ふくしの杜ほんじょうプラン21」つくった時は国が示す重層的支援体制整備事業というものがまだありませんでした。ただ、現計画には重層の仕組みも組み込まれておりますので市内4箇所で開催できるようにこれから協議していただければと思います。以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。今の金井委員のご意見に関しましてご意見はありますでしょうか。事務局は何かございますか。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>まず、総合相談窓口についてですが、金井委員のおっしゃるとおり、これから内容の精査というのが必要であるかなと思っております。アセスメントシートについては現在各課共通のものをつくるということで、検討させていただいているところでございます。この課程の中で、新たな課題等が出てくるかと思っておりますので、その時には皆様のご意見等をいただいて検討させていただければと思っております。</p> <p>次に機能集約センターについてですが、ワーキンググループでも課題等が出てきておりますので、これについてまた検討を始めさせていただきまして、どのような形がいいのか考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。他にご意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、続いて木村委員お願いいたします。</p>
木村委員	<p>市民アンケートにヤングケアラーに関する調査が載っていたので、すごく前進しているなと感心しました。それから成年後見サポートセンターの相談受付について確認させていただくと、一般受付、専門受付がどのように、行われているのかが明示されていて、理解ができました。高齢者の方の便利ガイドについては現物があればより理解が深まると思い、残部があれば配布してほしいとお願いしたものでございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。今のご意見に対して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>木村委員からは、ヤングケアラーに関する事業展開ということで質問をいただいたところでございます。資料10の3ページの上から3番目をご覧ください。</p> <p>先ほどお話しいただいたとおり、これからお話しする市民向け</p>



	<p>のアンケートにもヤングケアラーに対する質問を載せさせていただいているところではございますが、市といたしましては、ヤングケアラーに対しましては適切な教育の機会を確保し健やかな心身の発達が図れるように支援することが重要なことと考えております。</p> <p>このためには、まずヤングケアラーの位置付け、認識を広める周知活動が大切であると考えておりますので、福祉部門、子育て部門、教育部門を中心といたしまして情報の共有・連携を進めているところでございます。</p> <p>戻りまして意見No.8をご覧ください。成年後見サポートセンターの相談受付についてのご質問をいただいております。ご質問内容は一般受付、専門受付、また成年後見ダイヤルを廃止したことによる利用者に対する差異ということでした。一般受付につきましては成年後見サポートセンターの受付時間の中で常時開設している窓口でございます。社協担当職員が電話相談等による相談を受け付けております。専門受付につきましては、毎月第2、第4火曜日午後、弁護士、司法書士、また相談員が相談を受けるものでございまして、一般相談から専門相談へ引き継ぐ場合もございます。令和4年度より電話による相談は成年後見サポートセンターに一括しております。市民の皆様へは、広報ホームページによる周知を図っているところでございます。社協ではサポートセンター開設前から成年後見制度、成年後見に関する相談を受け付けておりまして、利用者に対するサービスについては、大きな違いはないと考えております。</p> <p>最後のご質問にありました本庄市高齢者のための便利ガイド、こちらにつきましては残部ございましたので、委員の皆様にお手元に配らせていただいております。こちら、高齢者を支援する方、本人、ご家族がご覧いただけるように、介護保険課、地域子育て支援センター、主任ケアマネジャーの代表者などが集まり作成したものでございまして、配布先といたしましては民生委員・児童委員、ケアマネジャーが在籍する事務所、また、介護保険課窓口での配布を行っております。また、ホームページ等でも掲載させていただいております。以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。木村委員のご意見につきまして、皆様方からご意見、質問がございませつか。はい、倉林委員</p>
倉林委員	<p>ヤングケアラーの問題について意見があります。私は既に退職しましたがスクールカウンセラーをやっておりまして、ヤングケアラーの問題や色々な調査にも関わってきました。その中で子ど</p>

	<p>もたちの自分がヤングケアラーだという自覚の仕方にすごく差異があると感じました。どう見ても私から見ればこの子はヤングケアラーで大変な思いをしているという子でも、本人は日常生活の中で当たり前のことだと考える子もいるし、私はすごく大変な思いをしていると訴えてくる子もいました。</p> <p>ヤングケアラーとはどういう子と括るよりも、調査を行い、子どもたちはどんな支援を求めているのか、どんなことが必要なのか、私たちはどんな支援をしていくのかということを考えていく必要があると思います。例えばサロンがありますよ、家事支援ができますよとか、具体的に考える必要があり、そのための人材の育成についても全部決まってから考えるのではなく並行してやっていく必要があるものだと考えています。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。倉林委員のご意見に対して事務局から何かありますか。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>ご意見ありがとうございます。確かに、ヤングケアラーに関しては言葉としてもまだ認知されていない部分もあると考えております。</p> <p>どんなことが必要なのか、どういうことをしていくのかということは並行して考えていくことが必要と考えますので、ご意見を参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。他に皆様方からよろしいでしょうか。ないようでしたら、続いて宮里委員お願いいたします。</p>
宮里委員	<p>宮里です。よろしく願いいたします。以前から高齢者の移動についてドア to ドアの形が必要だと考えておりました。郊外に住んでいる方で、スーパーもコンビニもない地域での免許返納後の不安から、返納したいができないとの意見もあります。このような地域には、定期的な移動手段が必要だと考えます。</p> <p>意見の中には、安価だったら少しくらいお金を出してもいいというご意見もありました。ぜひこれは市内公共交通網にご協力をお願いさせていただき、安価で利用できるような交通網の構築にも取り組んでいただきたいと思います。また、バスやはにぽん号の停留所まで行けない方もいるので、その方の支援として、ドア to ドア移動支援にも協力していただければと考えております。</p> <p>2つ目の意見として新たな課題ということで、ヤングケアラーの実態調査はどのようにするのかということについてです。まだやってないのかなと思ってはおりますが、これについては日本ケアラー連盟で、調査をされていますので、本庄市のアンケートをなさる時には、そこを参考にいただければ色々なデータが使える</p>

	<p>るのではないかと思っています。以上提案させていただきました。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。このご意見に対して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>まず、交通の関係ですけれども、デマンド交通を運行しております。年間約1万人の方にご利用いただいているところでございまして、この制度は市内を4つの区域に分け、区域内の停留所から停留所まで、申し込みにより運行するものでございます。</p> <p>利用するためには事前の予約が必要です。料金1回300円ですが、免許返納者については回数券が4割引で購入できるものとなっております。今後につきましても、本制度の利便性の向上と効果的な周知方法の研究を重ねるとともに、民間路線バス、タクシー事業者とも連携を図りながら市内公共交通網の維持確保に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>次にヤングケアラーの課題というところで、実態調査の対象、また新たな課題としての全世代のケアラー支援の体制をつくってほしいということでご質問を賜っております。ヤングケアラーに関しましては日本ケアラー連盟、また、各市町村でも実態調査を行っていくところでございます。こちらにつきましては、他の部署と連携を図りながら取組について検討をしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。宮里委員のご意見につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>よろしいですか。それでは他に市の取組に関してのご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。はい、金井委員。</p>
金井委員	<p>小暮委員からの提案事項、質問事項である市役所窓口開始時間等の拡充についてですが、非常に重要なこととして市役所の閉庁時間あるいは夜間、土日祝日の対応というところで、地域の中で様々な困りごとが起きた時に素早く相談なり対応していただけたところが良かった方がよいということですね。</p> <p>民生委員さんが地域で様々な課題に対応する時に、何とかしてほしいという気持ちで市役所に電話をしますが、日曜日でやってないということもあります。いくつかの市町村では窓口を決めて閉庁でも伝えられるような仕組みをつくっているところ、あるいは市役所で対応できない時間について相談窓口を地域包括支援センターに委託をしているとか、色んな方法がございまして、これについては、ワーキンググループ又はワーキンググループを拡大した専門職の集まりを設けていただけて、そこでどういう対応ができるのかということを一度検討していただければと思います。</p>

	す。以上でございます。
栗田会長	ありがとうございました。今の金井委員のご意見に対して事務局から説明よろしいでしょうか。
事務局（宮前課長補佐）	ご意見ありがとうございます。今のご意見を参考に検討させていただきたいと考えております。
栗田会長	他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。それでは議題の1つ目については以上で審議を終了、終わりにします。この後休憩に入ります。事務局から皆様へご案内をお願いいたします。
事務局（小沢課長）	<p>ありがとうございます。それではここで5分間ほど休憩を取らせていただきます。こちらの時計で今5分ですので、10分から再開させていただきます。よろしくをお願いいたします。なお、事務局以外の関係課職員につきましては、これにて退室とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。では、これより休憩とさせていただきます。</p> <p>（休憩）</p>
事務局（小沢課長）	失礼いたします。5分が過ぎましたので進めさせていただきます。事務局から改めてご報告を1点させていただきますと思います。本日の出席の関係ですが、田邊委員がご欠席になりました。このため、3名欠席ではなく4名欠席ということとなりました。16名の出席で会議自体は成立しておりますことを報告させていただきます。
③（審議事項2）「ふくしの杜ほんじょうプラン21」（第2期本庄市地域福祉活動計画）令和3年度取組状況について	
栗田会長	ありがとうございました。それでは、審議を再開いたします。審議事項の2つ目、ふくしの杜ほんじょうプラン21第2期本庄市地域福祉活動計画令和3年度取組状況についてご審議いただきたいと思います。まず事前に委員の皆様からいただいたご意見につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局（関根次長）	<p>改めまして、社会福祉協議会事務局の関根と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>今回は、市の地域福祉計画の部分と社協の地域活動計画に関する資料を、同時に皆様のお手元に送らせていただきました。大変お時間の短い中、貴重なご意見いただきありがとうございました。今回、令和3年度の進捗管理ということですが、2名の委員からご意見を頂戴いたしました。まずこの令和3年度の進捗状況の概要について若干補足をさせていただいたのちに、お二人からいただい</p>

	<p>たご意見に対する説明をさせていただければと思います。</p> <p>資料の11・12・13がこれからお使いいただく資料になります。資料11をご覧ください。ふくしの杜ほんじょうプラン21進捗管理シート令和3年の取り組み状況でございます。ページを一枚おめくりいただきますと基本戦略の一から基本戦略4まで60項目につきまして重点的に取り組みについて記載をしております。令和元年度から令和3年度までの評価を記載しておりますが、令和3年度の状況について概要を説明させていただきます。60項目それぞれの取り組みですが、A・B・Cと、市と同様の評価を行いました。Aは、プラン21通り進めて年度目標を達成した項目です。Bは、プラン21に沿って進めていますが年度目標を達成できなかったもの。Cは、プラン21に沿って進める中で課題が多く進捗が遅れており、検討が必要なものとしています。なお、Dは中止となったものでございますが、今回D評価はございませんでした。全体的な比率で申し上げますと、まず目標達成できたものにつきましては全体の約6割でございます。正確には61.7%という形でございました。Bの未達成であった項目につきましては、4割弱で36.7%といった比率でございました。そして、Cの課題が多く進捗が遅れているものにつきましては一項目ございまして1.7%という状況でございます。全体的な取り組みの状況としましては、令和2年度新型コロナウイルスの影響等により地域活動が大きく停滞し、評価もだいぶ落ち込みがありました。令和3年度になりまして少し回復傾向にある状況でございます。今回A評価だったものは60のうち37項目でしたが、前年は33項目でありましたので、7%ほど項目が増加したところでございます。逆にBの未達成だった項目は4項目ほど減少しております。</p> <p>なお、評価がCであったものについて、少しご説明申し上げます。資料をおめくりいただきまして、42ページをご覧ください。一番上に基本戦略と施策細目の記載がございまして、「人と人とのつながりづくり」の部分でございます。重点的取組といたしまして「職能団体等の組織化支援の検討」を設定し、取組を掲げてございます。年度ごとの取り組みしましては、同じく、その支援の検討という項目を挙げております。こちらにつきましては、いわゆる「職能団体」がこういった団体を指すのかということもありますが、様々な職能を持たれた方が地域の中で活動していただいているところかと思っております。また、市町村の圏域を超えて活動されている方が多くいらっしゃるということもございまして、本庄市社協として、それら職能団体の組織化支援については、なかなか取組が</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>できない部分があったということで、改めて検討してまいりたいと考えております。その一方で、多職種連携の動きは、地域の中で活発化しております。色々な職種同士がつながる機会は増えております。社会福祉協議会といたしましても、職員が様々な機会に参加させていただき、意見交換や知識の吸収等に努めているところでございます。職能団体の組織化支援と多職種連携の在り方につきましては、試行錯誤しつつも現状に即した取組を検討しながら進めてまいりたいと考えております。従いまして、42ページの評価については、C評価としております。プラン21の全体的な画像についての説明は以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料13に、今回2名の委員からいただきましたご意見の一覧と社会福祉協議会としての考え方についてお示ししてございます。資料13をご覧ください。今回、小暮委員と木村委員より、それぞれご意見をいただいているところでございまして、この後それぞれの委員からお話をいただきまして、事務局の考え方などもご紹介できたらというふうに考えております。また、それ以外の項目も含めて、他の委員の皆様からのご意見も頂戴した上で、今後の社会福祉協議会の取組について検討してまいりたいと思っております。限られた時間内ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ただいま事務局から説明をいただきました。令和3年度の進捗管理シートの記載内容の変更に関する内容については、資料の13にまとめられているということですのでご確認いただければと思います。それでは事前に意見をいただいた委員の方に、特にこの場で審議したい内容についてお話しいただければと思います。先ほどと同じで、お一人3分程度ということでお願いします。はじめに小暮委員をお願いいたします。</p>
小暮委員	<p>それではよろしくお願いいたします。社会福祉協議会は、人数も少ない中で、一生懸命頑張っていらっしゃるなという印象を受けました。私がいくつか気になった点を申し上げます。1つは成年後見です。成年後見の事業で本庄市成年後見サポートセンターが立ち上がったということで、中核拠点ができてよかったなと思っています。その説明をしていただきたいということが1点ですね。</p> <p>それからですね、資料13の1ページ目の一番下ですね。更生保護の推進というところで、刑務所を出所してから地域に戻っても中々就職口が見つからないとか、あと住居が見つからないということで、もう1回また戻ってしまうと、また再犯してしまって刑務</p>

	<p>所に戻ってしまうという方が非常に多いと聞いています。ポイントは、その出所してきたことで家がないとか、家族が受け入れてくれないという時に住める場所がない状況に陥ってしまう場合がございます。住宅を探す事業者はないかもしれないですが、再犯を防ぐためにも住宅ソーシャルワーカーみたいな事業を考えていくということが必要ではないかなと思います。犯罪を犯す方々の中には精神であったり知的であったりの障害を持っている方も多いので、更生保護の問題だけではなく、障害の問題にも通じると思います。</p> <p>次に2ページ目上段の住まいの確保について、先ほど申し上げた人たちに対してはやはり中々住宅が見つからないという問題があります。行政としては立ち入りにくい分野だと思うので、社会福祉協議会の活動の中で支援していただけたらなと思っています。</p> <p>次に小地域における福祉活動について先ほど市の取組についても申し上げたのですが意見がございます。例えば私がやっています自立生活援助を受けている方で自立生活援助を離れて次のサービスといった時に、地域の福祉活動につなげるということが中々できません。有用な地域の福祉活動があると地域につながっていくのではないかなと思います。先ほど金井先生のお話にありました機能集約センターが受け止めて、地域につなげていくという形もよいのではないかなと思います。自然発生的にはできないので、意識的に地域にワーカーが入って立ち上げていかないと無理かなと思っています。以上です。</p>
事務局（関根次長）	<p>貴重なご意見いただきましてありがとうございます。今いただきました小暮委員からのご意見、それと事前にいただきましたご意見の内容について、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>では引き続き資料13をご覧くださいまして、意見No.7からお話しさせていただきます。小暮委員から、本庄市成年後見サポートセンターは中核と理解しているのでしょうかということと、今後の運営方針等について説明をいただきたいということでご意見を頂戴したところでございます。はじめのご質問につきましては委員のご認識のとおりで、中核的拠点の役割といたしましては制度に関する広報及び啓発、相談及び利用支援、関係する機関等々の連絡及び調整、市民後見人の養成等を行っているところでございます。なお、今後の方針につきましては、当センターの役割、内容等につきましては市と協議をしながら進めてきた経緯もございまして、引き続き市の担当課さんと協議しながら検討してまいりたい</p>

	<p>と考えております。</p> <p>続きまして意見No.8について、刑余者の犯罪率が高くなっていることを背景に刑余者への支援についてのご意見・ご質問をいただきました。受け入れ側の問題を解決していくことが地域福祉活動計画には求められていると思うとのことで、就職問題、住居問題で実践例があったら紹介してくださいといったご意見をいただいております。こちらについてですが、本庄市では就職、住居等の相談につきましては自立相談支援窓口で受け付けておりまして、その業務を当協議会が委託を受けて行っております。今現在市役所の福祉部フロアに社会福祉協議会職員2名を配置させていただき、生活支援課の窓口で自立相談対応をさせていただいているところでございます。</p> <p>そういった中で刑余者の方々につきましても就職ですとか住居等の相談に応じまして、必要に応じて就労支援員につないで就労先の紹介をしたり、あるいは関係部署へのご案内を行うなどをしながら、必要なサービスにつながるよう支援をさせていただいているところでございます。</p> <p>合わせまして住居の確保の部分で2ページ目の意見No.9の箇所でご意見をいただいております。高齢者、低所得者、刑余者等はアパート探しに苦勞しておりますというところです。保証人がいないから契約できない、敷金、礼金が支払えないから契約できない、また、ひとり暮らし高齢者の孤独死の問題があり不動産業者は契約を避ける傾向にあります。このような人々に対する住まい確保の仕組みづくりができていますかということで、ご意見を頂戴しました。</p> <p>こちらは小暮委員も随時相談対応をされる中で感じてらっしゃることだと書かれているところでございます。こちらにつきましても本庄市におきましては住居等に関する相談は自立相談支援窓口で対応しておりまして、社協が受託しているということで、相談対応の中でこの住まいの確保につきましては埼玉県住まい安心支援ネットワークが実施しているあんしん賃貸住まいサポートといったところに登録する制度などがございますので、そういったところをご案内したりしていたことがございます。</p> <p>居住支援のあり方につきましては、福祉関係団体のみならず不動産関係団体、地方自治体等が連携して対応する必要があるかと考えておりますので、今後社会福祉協議会ができることについて検討してまいりたいと考えております。今現在は相談対応させていただく中で対応し、そういった中で色んな支援を探すという</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	<p>ところを行っているのですが、今、職員を配置させていただいている生活支援課につきましては、生活保護の担当職員の方もいらっしゃいます。そういった方々と情報共有などしながら対応しているのが現状でございます。</p> <p>続きまして、同じく小暮委員から意見No.10としてご意見をいただきました。小地域の住民主体の福祉活動は地域を支える福祉だと考えます、福祉資源の充実は地域福祉活動の重要な部分と考えます、住民主体の活動、福祉活動を紹介してください、また、当事者組織についても紹介してください、というようなご意見をいただいております。No.10が記載されている資料の右側に記載をさせていただいたのですが、小地域の福祉活動を推進するモデル地区の選定につきましては令和2年、3年と地域活動が停滞し、新型コロナウイルス対策等も必要になってきていたという経緯がございます、中々計画どおり進められていないといったところでございます。</p> <p>ただ、そうした中でも住民主体の取組というのは徐々に再開をしております。とりわけ記載させていただいた小島南自治会と牧西自治会におきましては、コロナの前からこうした住民主体の組織づくりというような動きがございました。社会福祉協議会が生活支援コーディネーターを市から受託してございまして、その生活支援コーディネーターや社会福祉協議会のボランティアセンターに配置されているボランティアコーディネーター等がサポートさせていただきながら住民主体の取組が始まっているところでございます。</p> <p>この2地域では、具体的には地域の中でお困りの方に対して、ごみ出し、家事、お庭の片付等ニーズに合わせて細かい部分まで有償で支援を行っています。こういった取組につきましては、社会福祉協議会で市全域を対象に行っているものがございまして、その辺りもご参考いただきながらその地域の中で具体化していただいているところでございます。地域の中で住民が主体になり取り組んでいただくメリットといたしましては、支援が必要な部分について、臨機応変に必要な分のサービスを提供し合う地域独自のオリジナルサービスをつくり上げることができるところかなと思っております。</p> <p>コロナで中々他の地域に広がっていくのがまだまだ難しいところでもございますが、こうした取組が市内の他の地域にも広がっていくように、社会福祉協議会といたしましても支援をさせていただければと考えております。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>続きまして2つ目の当事者組織についてなんですが、本庄市内では数団体ございまして、その1つでは家庭内介護経験のある方が代表者となりサロンを立ち上げ、勉強会その他運動・認知症予防等を行っています。その他障害があるお子様をお持ちの親御さんが代表者となり、障害児・者の家族の方及び障害福祉に関わる支援者の交流、情報交換・勉強会等を行っている団体等がございます。記載をさせていただいたんですが、当事者同士がグループ等で生活をしていただいている団体もございまして、そちらも歴史ある活動に取り組んでいらっしゃるかと認識しております。社会福祉協議会としても、引き続き当事者団体の皆様に対してどのような支援ができるか考えていければと考えております。</p> <p>また、この委員会にも、ご紹介させていただいたこれらの団体で活動していらっしゃる方々にご参加いただいておりますので、これからも引き続きまして検討、協議させていただければと考えております。事務局から以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。小暮委員のご意見につきまして、皆様方からご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら続いて木村委員お願いいたします。</p>
木村委員	<p>私の方からは、先ほど小暮委員が話に挙げた成年後見サポートセンターについて意見がございます。本庄市社会福祉協議会は委託を受け事業として成年後見制度を行っていますよね。社協が法人として実施することには、どんな見解があるかという意味合いで質問をさせていただきました。</p> <p>それともう1つ、社協の活動を調べるため、ホームページを閲覧していて気づいたことですが、ボランティア活動、自助活動に関する記事は頻繁に載っていて大変参考になるのですが、残念ながら法人の経理については全体の経理の1部分しか載っておらず、細部については確認することができませんでした。</p> <p>厚労省のホームページを見ると、社協が行う事業については分野ごとに公表しなさいという一文があります。法人全体の他、公益事業、収益事業等のお金の流れが分かりませんでした。本庄地区、児玉地区等の拠点ごとについても経理を公開する必要があるというのが厚労省の指示です。お金の流れを明確に示すことによって、社協の活動に対する協力が得られるのではないかという思いがありましたので、意見を述べさせていただきました。</p> <p>また、社協を運営するにあたり色々な事務規程がありますよね。しかしながら、社協のホームページには定款や委員報酬しか掲載されていません。内部で細かい規則等があると思うので、事務規程</p>

	<p>等もホームページに掲載した方が、より市民の方に社協の活動を理解してもらえないのではないかと思います。</p> <p>今、技術的な知識を持った多くの方たちが会社を辞めて地元に戻ってきていると思います。そういった人たちを取り込むには、社協を運営する上でホームページ上でも各種情報を公表し、コンプライアンスを守っていった方がいいのではないかと考え、こういった意見書をつくらせていただきました。</p> <p>それから、最後に有岡基金と高齢者基金についても触れさせていただきました。私も社協職員として関係していたことがあるので存じ上げているのですが、10年ほど前に、市内の篤志家が社協のホームヘルパーに大変お世話になったということで合計2年にわたって4,000万円くらい寄附されたという記憶があります。高額寄附でしたが、社協の会長である市長が話を承り、社会福祉に使う意向でいただきました。せっかくだから、その篤志家の名前を残してあげたいという話となった経過があります。</p> <p>それと高齢者福祉基金ですが、これは20年ほど前に設立され、原資は有岡基金と同じ篤志家でした。その方から高齢者福祉のために使ってほしいという意向がありまして、合計で5,000万円くらい寄付していただいたという経緯がありました。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。この意見に対して、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（関根次長）	<p>では事務局より説明させていただきます。木村委員につきましても貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。では、引き続きまして資料の13の1ページをご覧いただきたいと思っております。意見No.4、5、6について木村委員からいただいたご意見がございます。</p> <p>4といたしましては、社会福祉協議会の相談支援機能の強化と相談体制の整備の中で職員研修などを行っているところがございまして、そちらの内容について記載したものでございます。その研修の内容に対する解説をというご意見を頂戴しました。また、5につきましては、法人成年後見、先ほど委員もおっしゃっていた社会福祉協議会として後見を受任しているその取組の中で、受任形態を表記した方がいいのではないかとというご意見を頂戴しました。</p> <p>また、意見No.6といたしまして、市民後見人養成講座等の関係について、ご意見をいただいたところでございまして、解説を右の欄に記載させていただきました。4と5につきましては、シートの中に落とし込んでどうかというご意見をいただいたところですが、どこまでの部分をシートに落とし込むべきか、といったと</p>

ころにつきましては、事務局としても悩ましいと考えているところです。他の項目との整合性などに鑑みますと、ここを落とし込むべきなのかどうなのかといったところは、判断がつきかねるところもございますので、この4と5の項目につきましては、他の委員の皆様にご意見などもお聞きできたらと考えています。後でご意見等いただけたらと思っております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。資料No.11と12です。まず資料No.11につきましては、ホームページでの情報公開、社会福祉協議会の認知度の向上といった部分で、情報発信のあり方及び経理部門の情報の公開といったところでご意見を頂戴したところがございます。

まず、ホームページの活用にあたりましては、できるだけ市民の皆様にご覧になっていただけるよう、できる限り工夫しているところではございますが、見づらい点があるというご意見もあろうかと思っておりますので、その辺りは皆様からのご意見を頂戴しながら、今後工夫を重ねていきたいと考えております。

また、委員からご意見をいただきました規程公開につきましては、例えば規程で色々な事業に関するルールづくりをしておりますが、その色々な事業についてのルールの内容をできる限りわかりやすくホームページに掲載していくといった工夫をさせていただいているところがございます。

今回、委員からご意見をいただきましたので、今後さらに検討してまいりたいと考えております。それと、経理部門の情報公開についてですが、こちらに記載したとおり、インターネット利用による公表は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにて定められた内容を公表しておりますが、当協議会のホームページではご覧いただけないのですが、全体的なものにつきましては、このルールに則って公開させていただいているところがございます。

今後の掲載のあり方につきましては、埼玉県社協等とも相談しながら考えていければと思っております。こうした情報も社協ホームページ上で公開することも一つの考えかと思っておりますが、ホームページの見やすさとバランスを取り、検討していきたいと考えております。

もう一つ、No.12についてです。基金についてですが、有岡基金、高齢者福祉事業基金については、先ほど委員から経緯を含めてご説明いただきました。ありがとうございます。こちらは、故人の遺志をいただきまして、地域のために活用させていただくというところがございます。右側に記載したとおり、これらの基金は、基金

	<p>及び積立金規程により社会福祉活動の推進に資する基金として設置をしております。また、高齢者福祉事業基金は高齢者福祉の推進のために充てる基金として設置しており、こちらにつきましても地域の中でこういった市民の活動に、どのように還元できるかということを考えて、社会福祉協議会の予算の中で活用させていただきたいと考えております。以上でございます。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございました。木村委員のご意見につきまして、皆様方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは他に社会福祉協議会の取組に関してのご意見、ご質問はございますか。はい、金井委員。</p>
金井委員	<p>3点ございます。まず1点目ですが、先ほど関根さんからご説明があったC評価のところを確認したいことがございます。資料12の5ページ、(2) 関係機関・団体等との連携の強化、3 職能団体等の組織化の検討がCということになっています。しかし、職能団体ということであるため、かなり狭い分野での事業項目になっています。職能団体は例えば福祉分野でいいますと埼玉県社会福祉士会や介護支援専門員協会とか介護福祉士会、理学療法士会とか看護師会とか、色々な専門職がそれぞれつくっている団体ということでありまして、ここの組織化支援検討については取組を進めることが中々難しいかなと思います。市の中にとまった組織は中々ないということです。そのため、ここはこの項目の上の1. 多職種連携の推進、2. 社会福祉法人相互の連携体制づくり、と合わせた形で進めていくという形が現実としてはよろしいかなと思っています。具体的に都道府県、市町村で取り組んでいるところでは、社会福祉法人の連絡会を組織するということや、社会福祉法人だけでなくNPO法人なども含めて組織するということがあったりします。先ほどの機能集約センターのところでも申し上げましたけれども、各小地域の方々が集まってそれぞれ課題について検討するような、あるいはその仕組みをつくるようなことを開発する、協議をするような場所をつくるのか、こういったことを進めていくことが大事かと思っています。</p> <p>こういう法人やあるいは専門職などが集まって検討していく場をたくさん設けることによって、地域で潜在的にあるような課題、あるいは制度の狭間の問題などに対しても対応しやすい環境ができるのではないかと思います。市として機能集約センターという形で、地域分散でやっというところが今の「ふくしの杜ほんじょうプラン21」に書いてあります。この計画を進めていく上で</p>

	<p>重点的な部分かなと思っています。今回はC 評価となっていることは仕方ないのですが、多職種連携、法人連携というところも含めて今後検討が必要かなと思いました。</p> <p>それから、小暮委員からお話がありました居住支援について、でございますけれども、こちら意見シートの2 ページ目のところで先ほど説明がありましたが、高齢者、低所得者、刑余者のアパート探しというところが課題になっているということでございます。どうしてもこういったものは県レベルの事業が多く、市として何ができるかというところと中々動きにくいところがあるかと思えます。ですから、善意の大家さん等に頼ってしまう部分があるものです。これらについては色々と全国の先進事例がございますので、そのとおりにいかないかもしれないけれども、どういう取組をしているのかというのは少し当たった方がいいかなと思えます。</p> <p>例えば、社会福祉協議会が実施している例として船橋市があげられます。船橋市の社会福祉協議会は、市役所から居住支援協議会の委託を受けて実施しています。不動産業者やアパートの方々と協議して入居しやすい、契約しやすい取組を行っています。また、緊急通報や見守りサービスなども実施していて、入居者に何かあった場合すぐに対応できるような仕組みがあるため、不動産業者も希望者に住まいを提供しやすくなっています。更には身じまいのサービスも実施しており、独居の方で自分が去った後のことについて一緒に考えたり、支援をされています。人口規模が違うので中々難しいと思いますが、考え方は参考になるかなと思えます。他には福岡市や大村市の取組も参考にさせていただけるかなと思えます。</p> <p>それからもう1点意見がございます。資料1 2を見ていただきますと、情報提供(1)、②福祉窓口の多チャンネル化、3地域の公共施設等と連携した情報提供体制づくりという項目がございます。こちらはB評価となっていますが、本庄市社会福祉協議会ではSNSも含めて情報発信を頑張ってやっつけらっしゃるので、A評価でいいのかなと思っていたところでございます。B評価にした課題について多言語化やアクセシビリティの問題等が出ていますけれども、LINEの導入なども準備を進めているということで、Aでもよいのかなと思った次第でございました。以上でございます。</p>
栗田会長	ありがとうございます。金井委員のご意見に対して事務局より説明がありましたらよろしく願いいたします。
関根次長	金井委員、貴重なご意見ありがとうございます。3点ほどご意見

	<p>頂戴いたしまして、それぞれ今後のこの事業展開及びこのプランの進捗に活用させていただきたいと考えています。居住支援につきましては、市とも相談をさせていただきながら今後社協としてできることを考えてまいりたいと考えております。ご意見どうもありがとうございました。</p>
栗田会長	<p>他に皆様方から何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議事の2つ目については以上で議事を終わりにいたします。</p>
<p>④（審議事項3）第3期本庄市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「市民アンケート」について</p>	
栗田会長	<p>次に審議事項の3つ目、第3期本庄市地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画策定に関わる基礎調査市民アンケートについてご審議お願いしたいと思います。まず事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（日下主事）	<p>市民アンケートの詳細についてご説明させていただく前に、これから審議委員の皆様とともに作成していく第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の策定に係る概要について私、日下よりご説明させていただきます。策定の概要に関する説明が終わった後、市民アンケートの詳細をご説明させていただきます。</p> <p>では、第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の策定に係る概要について、ご説明いたします。資料14「第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画にあたって」をお手元にご用意ください。</p> <p>1 ページ目をご覧ください。地域福祉計画の策定に向けた基本的な考え方からご説明いたします。現在、福祉の各分野では、今般の様々な制度改革により公的なサービスの一層の充実が図られてきましたが、人口減少や少子高齢化などに伴い、社会福祉制度本来の姿である「自助・互助・共助・公助」の考え方が強く求められるようになってきています。また、多様化した生活課題を解消するには、福祉制度に基づく画一的な支援を提供するだけでは難しく、一人ひとりの課題に合わせて支援を提供するなど、より総合的・包括的な支援のあり方が求められるようになってきています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、一人ひとりが自立に向けてどう取り組むのか、家族や地域社会はどうあるべきか、行政は何を担うべきか、それぞれの役割を改めて認識し、重層的な社会保障制度を再構築していくことが重要となってきます。</p> <p>計画の策定に着手するにあたっては、「自助・互助・共助・公助」の観点から地域住民、地域団体、行政機関等、地域を形作る各々が</p>

	<p>担うべき役割を見直すため、地域福祉分野での「地域のあり方」について基礎調査等を通して、住民に広く問いかけ、住民ぐるみで「地域のあり方」を再構築していきたいと考えております。また、2ページ目にある、厚生労働省が示す「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、「支え手側」と「受け手側」の区別なく、すべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成についても計画に取り入れていきたいと考えております。</p> <p>地域福祉計画の概要についてご説明いたします。本市の地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」に則り策定しております。前計画より本市で策定する地域福祉計画と社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画を一体化した一つの計画として策定しており、次期計画についても同様の形で策定したいと考えております。</p> <p>3ページの下図にもある通り地域福祉計画は福祉分野での上位計画として位置づけられております。今年度で第2期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画は策定され4年目を迎えたところであり、令和5年度には計画期間を完了する予定です。そのため、実施期間を令和6年度～令和10年度とする第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画を策定していく予定です。</p> <p>今回、次期計画の中に盛り込むべき主な事項は、4ページ中段にある①～④です。これらをより具体的にしたものが5ページの表に記載されている16項目の内容です。これらについても基礎調査の結果等を踏まえつつ、対応可能なものについては計画に取り入れていきたいと考えております。</p> <p>続いて具体的な計画策定までの流れについてご説明させていただきます。5ページ目をお開きください。ステップ1～ステップ4までが計画策定に係る基礎調査となります。ステップ2～ステップ4については、市民の方や福祉団体・事業所など、多くの皆様のご協力をいただく作業となります。まず市民アンケートについては、18歳以上の無作為に抽出した3,000人を対象にアンケートを実施予定です。実施予定時期は11月中旬となります。</p> <p>続いて団体対象アンケートになりますが、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業所を対象に実施する予定です。アンケート配布数や実施時期は表をご確認ください。</p> <p>続いて、地区懇談会になりますがワークショップ形式で、小学校区ごと、中学校区ごとに開催を予定しております。</p> <p>次に5ページに戻ります。ステップ5では現行計画の点検・評</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	<p>価・検証を基礎調査と同時並行で進めていきたいと考えております。続いてステップ6では基礎調査で抽出された課題や国・県の動向を踏まえて計画骨子案・素案の作成をいたします。最後にステップ7となりますが検討会議、審議会の開催となります。ステップの中では最後に位置付けておりますが、計画の策定していく中で審議又は協議いただきたい事項があるごとに開催させていただきたいと考えております。</p> <p>次に8ページ以降は今後のスケジュールとなります。検討会議及び審議会のスケジュールについては表とは別に抜き出して記載しております。</p> <p>続いて宮前より市民アンケートの詳細についてご説明させていただきます。</p>
事務局（宮前課長補佐）	<p>私からは資料15市民アンケート「地域の支え合いについての調査」の内容につきましてご説明させていただきます。今回の調査は、幅広い、世代、分野のみなさまのご協力をいただき、アンケート調査によって地域の現状や困りごとについて把握し、本市の地域福祉を推進していく上でどんな事が必要なのかを考える基礎資料としたいと考えております。</p> <p>市民アンケートにつきましては、前回の調査項目をベースとしつつも、社会情勢の変化や国や埼玉県の方針を踏まえて必要な修正を行ったものです。</p> <p>一般市民向け調査の主なポイントについて説明いたします。問2については、これまで、男性・女性という2つの選択肢を設定していましたが、多様な性に対する社会の認知度が向上しているという状況に鑑み、新たに「3. わからない」を加えました。問13は、前回調査では福祉の充実とその負担について聞く質問となっておりますが、みんなで支え合う地域を目指すため、サービスありきではなく地域で解決する方法を問う質問としました。また、問14ヤングケアラーにつきましては地域の新たな課題として、現計画の中に記載されており、今後検討が必要な課題であることから、周知も含め新たに追加しています。</p> <p>次は、3「地域のつながりについて」です。こちらは、地域のよいところ、近所づきあいについて、また、毎日の暮らしの中で感じる不安や課題について質問をしています。問22につきましては、前回は「地域から孤立した生活にならないために有効と思う方法」について尋ねる設問となっておりますが、今回は、「地域で支え合う地域づくりを進めるために有効だと思う方法は何か。」に変更しました。</p>

	<p>次に4 災害への備え、また、5 権利や財産を守る取組みについては、新たに追加した項目となっています。</p> <p>問4 1～4 3については社会福祉協議会に関する質問であり、社会福祉協議会の担当と協議し作成したものです。内容は前回と同様の内容となっております。</p> <p>問4 5については、第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和3年度～令和5年度）の中でSDG sの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現ということが謳われていることから、新たに追加した質問でございますが、SDG sの達成に向けては、地域福祉計画に掲げる取組みだけでは不十分とならざるを得ない点、予めご留意をいただきたく存じます。事務局からの説明は以上となります。</p>
栗田会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局から説明をいただきました市民アンケートについて皆様方からご意見、ご質問はありますでしょうか。はい、金井委員。</p>
金井委員	<p>質問というか意見ですが、大切にしていきたいのはこの現行の「ふくしの杜ほんじょうプラン2 1」の5 6 ページにあるロードマップになります。第2期計画、3期計画、4期計画とどういふふうに全体的に進めていこうかということが示されています。</p> <p>こちらを基にせず考えなければいけないということですが、このロードマップを見ますと第3期計画については地域包括ケアの地区展開ということで具体的な日常生活圏域ごとの専門的な生活支援拠点づくりというところがスタートになっています。つまり、この地域展開をするために、第2期計画ではその基盤をつくるということになります。先ほど申し上げた機能集約センターは本庄市内4箇所にて設けることができ、さらに第3期ではそれをどう充実させていくかということになっております。</p> <p>そして第4期以降ではそういう地域組織活動の活性化と将来像の達成というところがビジョンとしてありまして、2040年を迎えようという大まかなロードマップがございますので、こちらをまず基本にさせていただくことが大事なかなと思います。もちろん国の動向ですとか昨今の法改正、地域の実態もございますけれども、ここで議論されたところでロードマップが出ていますので、1つ押さえてほしいというところでございます。</p> <p>さらに申し上げますと、資料14でございますけれども、この5ページに具体的な策定作業の流れがございます。STEP 5に現行計画の点検評価と検証があります。今はロードマップについて</p>

	<p>申し上げまして、参考に見ていただきましたけれども、この2期計画の中で地域の中で相談を受けられる、そして対応できるような仕組みをつくっていくという目標があり、先ほどの評価のお話の中でも中々進んでいないということで、これから検討となりますが、現行計画を見直すということも大事なんじゃないでしょうか。そうするとこのSTEP5については、次期計画策定に向けて今の計画をどう組み替えていくのかということが大事になってきます。</p> <p>社会福祉法で先ほど第107条の地域福祉計画の条文について紹介がありましたけれども、この3項に何が書いてあるかというのと、必要があると認められる時は計画を変更するものとするとかかれております。ですから、現行でできていない部分があればそれをできるようにどう変えたらいいのか、現時点でどうすればいいのかということも改めて検討しなければいけないというところ、確認をしておきたいと思います。</p> <p>次に次期の計画に係る調査について2点確認したい点がございます。まずは調査の間13についてです。これは新しくできた項目ということで、困りごとが起きた時にどう解決したらいいかということを選ぶ選択肢がございまして、1から5までありますが、それぞれ私はどれって決められますでしょうか。1つだけっていうとその時の感情だとか色んなものでぶれてしまいます。ですから例えば2つに丸とかの方が傾向を見出しやすいのかなという感じがします。いかがでしょうか。</p> <p>もう1点は少し細かい点ではございますけれども、質問35でございまして。参加しやすいと思う地域活動とはどんなものですかとあり、回答の選択肢として、活動情報の提供がある、友人と参加できる等があり、活動内容について問う形になってはいますが、実際には活動にどんなものが必要なのかを問うているのではないのでしょうか。回答の選択肢が質問とは違うのではないかなと思いました。例えば参加しやすいと思う地域活動には何が必要ですかというような問の方が適切かなと思いました。以上でございます。</p>
栗田会長	ありがとうございます。金井委員のご意見に対して事務局、お願いします。
事務局（宮前課長補佐）	ありがとうございます。今いただいたご意見を参考にして、こちらでも検討をさせていただきたいと思います。
栗田会長	他に皆様方からご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議事の3つ目について以上で議事を終わりに

	します。
⑤（審議事項4）第3期本庄市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定に係る基礎調査「懇談会」について	
栗田会長	次に審議事項の4つ目、第3期本庄市地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画策定に関わる基礎調査懇談会について事務局より説明をお願いいたします。
事務局（宮前課長補佐）	次に資料16、地区懇談会の実施概要について、ご説明させていただきます。地区懇談会は「地域福祉の理解」と「市民の協働」を实践する「地域共生社会」の実現の重要な役割を担い、各地域の方向性を見いだすなど有意義な意見を共有する場としたいと考えております。実施は11月を予定しており、地域福祉懇談会は該当する小学校区に居住する市民を対象に、次世代地域づくり会議は、該当する地区の中学生や高校生を対象に行う予定です。学校区によっては合同での開催を予定しております。会議の進め方としましては、ガイダンスを行いワークショップの開催目的やルールについて共有します。次に自己紹介、グループリーダーの決定、次に地域の課題整理を40分程度行います。ここではKJ法をもちいて、身の回りで起きる「困りごと」を出し合います。次に休憩を挟み困りごとを解決するためにはどうしたらよいかを話し合い発表を行うという流れになっております。 委員のみなさまにも是非ご参加いただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。
栗田会長	ありがとうございました。ただいま説明いただきました懇談会についてのご意見・ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで本日の議事は終了とさせていただきます。皆様、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。皆様からいただいた意見を踏まえて事務局で令和4年度の進捗管理、また、新たな計画の基礎調査等について進めてください。それでは進行を事務局にお返しします。議事進行へのご協力と熱心なご審議に感謝申し上げます。大変ありがとうございました。
7. その他	
事務局（小沢課長）	皆様には慎重審議大変にありがとうございました。また、議事を進行いただいた栗田会長には御礼申し上げます。本当にありがとうございました。 続きまして次第の7. その他でございますが、今後の予定について事務局から連絡をさせていただきます。
事務局（宮前課長補佐）	それでは市から今後の予定についてご説明をさせていただきます。本日ご審議いただきました進捗管理シートにつきましては、本

	<p>日限られた時間内でございますので、ご自宅にお持ち帰りになられた後ご確認いただきまして、ご不明な点等ございましたら事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。ご意見いただいた後、変更後の進捗管理シート及び取組一覧表につきましては、後日書面にて皆様にご確認いただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>本日皆様からいただいたご意見につきましては、事務局でよく整理をさせていただき、関係課で連携を図りながら調査研究等進めてまいりたいと思っております。引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>基礎調査の市民アンケートと懇談会につきましても、本日いただきましたご意見を参考に修正を加えさせていただきまして、進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。また、先ほどご説明させていただきました市民アンケート、懇談会の他に基礎調査といたしまして、団体向け調査として自治会アンケート、民生委員・児童委員アンケート、ボランティアアンケート、福祉事務所調査、庁内関係調査を予定しております。この内容につきましても、皆様にご審議いただければと考えております。続けての開催で大変恐縮ではございますが、第2回本庄市地域福祉審議会、本庄市地域福祉推進委員会を10月28日金曜日午後1時30分から、こちら本庄市役所5階大会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>市からの連絡につきましては以上でございます。</p>
事務局（関根次長）	<p>では、続きまして社会福祉協議会からご連絡申し上げます。先ほど市よりご案内がありました10月28日の第2回の本庄市地域福祉審議会につきましても、本庄市地域福祉推進委員会と同時開催とさせていただきたいと存じます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p>
事務局（小沢課長）	<p>ありがとうございます。以上で事務局からの今後の予定についてご説明させていただきましたが、ただいまの説明に関しましてご不明な点がありましたら挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
8. 閉会	
事務局（小沢課長）	<p>それでは閉会にあたりまして太田副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
太田副会長	<p>皆様大変お疲れ様でした。これをもちまして、令和4年度第1回地域福祉審議会・地域福祉推進委員会を閉会といたします</p>
事務局（小沢課長）	<p>ありがとうございました。以上をもちまして本日の予定はすべて</p>

様 式

課長)	て終了いたします。本日はありがとうございました。
-----	--------------------------

会長署名 栗田 弘志